

# 「いしかわ女性も輝く企業創造塾事業」業務委託仕様書

## 1 委託業務名

「いしかわ女性も輝く企業創造塾事業」（以下、「本事業」という。）

## 2 事業の目的

本事業は、女性活躍推進に取り組む県内企業に対し、自社の現状把握から解決方法までを先進的に取り組む企業の事例研究により習得し、女性の採用や定着、管理職登用など自社の課題解決のための取組内容をまとめたロードマップを作成する連続講座を開催することで、誰もが働きやすく多様な人材が能力を発揮できる職場環境づくりをより一層加速させることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

## 4 委託業務内容

次の業務に係る企画調整及び運営一式とする。

### （1）講座の開催

県内企業の女性活躍推進のノウハウ取得に資する講座の実施

内 容：①「いしかわ女性も輝く企業創造塾」メイン講座【対象：R6 申込企業（以下「参加企業」という。）、一部 R4, 5 修了企業（全 42 社、以下「修了企業」という。）含む】

「先進企業の事例研究・グループ討議」を主とし、参加者が女性活躍推進のノウハウを身に着け、自社オリジナルのロードマップを作成する講座の実施

- ・開催回数：全5回（各回4時間程度）
- ・開催時期：令和6年10月～12月（予定）
- ・開催場所：石川県内（会場の手配は県で行う）
- ・参加者：県内企業の幹部、人事管理者など25社程度（1社2名まで）※集客に関しては、基本は県で行うが、一部受託者に協力を求める場合がある。

### ②フォローアップ研修【対象：修了企業】

修了企業が昨年度作成したロードマップの見直しする場を含む「先進企業の事例研究・グループ討議」を主とした講座の実施

- ・開催回数：全1回（3～4時間程度）
- ・開催時期：①の開催期間中
- ・開催場所：石川県内（会場の手配は県で行う）
- ・参加者：修了企業のうち参加を希望する企業（1社2名まで）

### ③個別相談会【対象：参加企業・修了企業】

対象企業のロードマップ策定等に係る個別相談の場の提供

- ・開催回数：1回以上（4時間以上／回）
- ・開催時期：①の開催期間中

- ・実施方法：オンライン（実施に必要な Web 会議システム等のソフトウェア及び教材等を用意すること）
- ・参加者：参加企業・修了企業のうち希望する企業（1社1回まで）

※上記①～③を一貫して支援するコーディネーター及び各講座内で登壇する先進企業候補案（計5社以上）を各回のテーマと併せて提案すること。

<参考：講座実施想定案>

**【メイン講座】**

- ・第1～4回：先進企業の事例研究・グループ討議（10～11月）  
→第1回の開始前には、開講式（約45分程度、県仕切り）を実施予定。  
→うち1回は、参加企業のみならず修了企業の受講も可とする。
- ・中間課題：ロードマップの総仕上げ・社内での意見交換（10～12月）  
→第1回～中間課題の期間内に、事例研究及びコーディネーターのアドバイスを踏まえ、自社のロードマップ作成に至るカリキュラムとする。
- ・第5回：取組発表会（12月下旬）  
→第5回終了後、修了式（約30分程度、県仕切り）を実施予定。

**【オプション講座】**

- ・フォローアップ研修（11月下旬）  
先進企業の事例研究、ロードマップ見直し等に係る講義及びグループ討議の実施
- ・個別相談会（11～12月中旬）  
希望する参加企業・修了企業に対し、ロードマップの作成等に係る個別相談をオンライン上で50分程度／社で対応

④委託成果物（事業実施結果報告書）の提出

**5 その他**

- ・事業の効率的な実施、事業目的の達成及び成果の最大化のために委託金額内で上記以外に追加提案できることがあれば、具体的に記載すること。
- ・受託者は、県が行う本業務の周知に協力すること。

**6 予算額（上限）**

2,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

**7 執行体制**

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。

**8 再委託**

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に県に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

## 9 留意事項

- ・事業の実施においては、県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、県の指示のもと必要に応じた修正を随時行うこと。
- ・本業務にあたり使用するデータ等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- ・受託者は、本業務上知り得た企業内密情報を他に漏らしてはならない。
- ・業務の遂行にあたっては、県との連絡を密にし、仕様書に記載のない事項については、県と協議を行った上で対応すること。